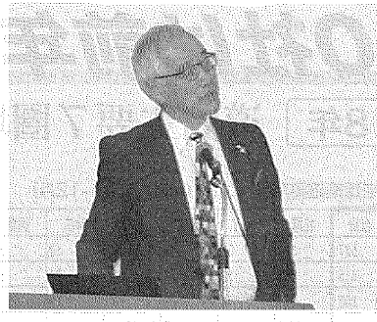


「耐震と快適住宅学ぼう」

耐震・耐震道産木住宅推進協議会などがセミナー

耐震・耐震道産木住宅推進協議会(以下、協議会)は3月15日、耐震と快適住宅学ぼう(以下、セミナー)を開催し、約100名が参加した。

セミナーは、協議会代表理事の加藤東大名誉教授が講師を務め、耐震と快適住宅の重要性について講演した。



セミナーで講演する加藤東大名誉教授

第一部は、加藤東大名誉教授が「耐震と快適住宅の重要性」について講演した。加藤氏は、近年の地震被害の増加や高齢者の増加に伴って、住宅の耐震性と快適性が求められるようになったと述べた。

第二部は、協議会代表理事の加藤東大名誉教授が「耐震と快適住宅の重要性」について講演した。加藤氏は、近年の地震被害の増加や高齢者の増加に伴って、住宅の耐震性と快適性が求められるようになったと述べた。

第三部は、協議会代表理事の加藤東大名誉教授が「耐震と快適住宅の重要性」について講演した。加藤氏は、近年の地震被害の増加や高齢者の増加に伴って、住宅の耐震性と快適性が求められるようになったと述べた。

伊達市、標津町と協定締結

フラット35「子育て支援型・地域活性化型」

伊達市と標津町は、子育て支援型・地域活性化型「フラット35」の導入を目的として、協定を締結した。この協定により、両市町でフラット35の導入を促進し、子育て支援と地域活性化を図ることにしている。

フラット35は、子育て支援型と地域活性化型の2種類があり、子育て支援型は子育て世帯を対象とし、地域活性化型は地域活性化を目的とした事業を対象としている。

建物竣工前にとん挫した場合の請求権



弁護士法人札幌英和と法律事務所 田中康道弁護士に聞く
住宅・建築法務知識のいろいろ

①の場合、注文者は請負人の債務不履行を理由として契約の解除(民法541条)を主張できる。この場合、注文者は請負人に損害賠償を請求できる。また、注文者は請負人に契約解除による損害賠償を請求できる。

②の場合、注文者は請負人の債務不履行を理由として契約の解除(民法541条)を主張できる。この場合、注文者は請負人に損害賠償を請求できる。また、注文者は請負人に契約解除による損害賠償を請求できる。

③の場合、注文者は請負人の債務不履行を理由として契約の解除(民法541条)を主張できる。この場合、注文者は請負人に損害賠償を請求できる。また、注文者は請負人に契約解除による損害賠償を請求できる。

「気密測定技能者」講習 IBEC 5月31日 札幌で

IBEC(国際建築環境・省エネルギー機構)が主催する「気密測定技能者」講習が、5月31日(金)に札幌市で実施される。講習は、気密測定技能者の養成を目的として行われ、講習終了後には試験が行われる。

講習の申し込みは、IBECのウェブサイトから行うことができる。講習料は、受講料として1万円(税込)である。

民間人事

カネカテクノ人事(1月1日、関係分)北海道営業所長兼務を解任された。また、カネカテクノ人事(1月1日、関係分)北海道営業所長兼務を解任された。

北海道省エネ大賞受賞
北海道で選ばれた、積雪寒冷地型スマート賃貸住宅

Smart+
積雪寒冷地型スマート賃貸住宅

土屋ホーム
札幌市北區北9条西3丁目74番地
TEL: 011-717-3333

この場所から、またひとつ家族への想いが受け継がれていく。

北海道マイホームセンター

札幌	札幌市東区南1条10丁目	011(824)1525
山鼻	札幌市東区南1条10丁目	011(898)5000
山鼻	札幌市中央区南2条10丁目	011(513)5001
旭川	旭川市北平6番17丁目	011(774)5200
函館	旭川市北平6番17丁目	0166(66)5544
帯広	帯広市南1条18番20号	0138(47)1001
帯広	帯広市南1条16丁目	0155(26)5600